

郡上市ふるさと寄附金に伴う返礼品募集要項

1 郡上市のふるさと納税について

郡上市では、ふるさと納税制度を活用した「郡上市ふるさと寄附金（以下「ふるさと寄附金」という。）」として、持続可能な地域づくりのために全国の皆さまからご寄附をいただいています。ふるさと寄附は、窓口や郵便でのお申し出のほか、インターネットのふるさと納税サイトでも寄附いただくことが可能で、年々件数や金額が増加し続けています。

なお、本市へ1万円以上のふるさと寄附をしてくださった方（市外在住者の方限定）への感謝の気持ちとして、お礼の品（以下「返礼品」という。）をお贈りしています。

2 募集の目的

ふるさと寄附金による本市への寄附の促進と、返礼品を活用した地域資源の情報発信、販路拡大等に伴う地元経済の活性化を目指し、返礼品として提供する商品や体験等のサービスを募集します。

3 募集の要件

（1）返礼品提供事業者（以下「事業者」という。）

- ① 事業所（本社（本店）、支社（支店）、工場等）を郡上市内に有する法人、団体又は個人事業者であること。（ただし、市内で生産された農産物等を主な原料として加工・製造等を行う市外の事業者も対象とする。）
- ② 市税の滞納がないこと。
- ③ 代表者等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等又は暴力団の構成員等と綿密な関係を有するものでないこと。
- ④ 発注に対し、発注書の受付及び返礼品の発送を行うことができる体制が整っていること。

（2）返礼品

- ① 平成31年4月1日付け総務省告示第179号の第5条の総務大臣が定める基準をはじめ、その他総務省や岐阜県が示す基準等を満たすものであること。
- ② 本市の魅力を発信し、交流人口の拡大や地域産業の振興につながるものであること。
- ③ 体験等のサービスを提供する場合には、原則として有効期限を発行日から1年以上設定すること。
- ④ 安定した品質及び供給が見込めるものであること。
- ⑤ 受注後、速やかに発送又は提供できるものであること。
- ⑥ 金銭類似性の高いものや資産性の高いものでないこと。
- ⑦ 飲食物については、寄附者への返礼品到着後、一定程度の賞味期限及び消費期限が確保されるものであること。

- ⑧ 生産者・製造者以外の事業者が返礼品として提案する場合、郡上市ふるさと寄附金の返礼品とすることについて、当該返礼品の生産者・製造者の同意を得ていること。

※ 返礼品は、「単品」、「詰合せ（セット品）」のいずれも可とします。

（３） 返礼品の金額区分について

寄附金額に応じた商品や体験等のサービスを募集しますので、返礼品提供価格に見合った商品や体験等のサービスをご提案ください。返礼品提供価格は、ふるさと納税制度に基づき寄附金額の３割以下となり、商品代金のほか消費税や梱包資材費、梱包手間代を含みます。なお、送料は返礼品提供価格には含まれません。

寄附金額	返礼品提供価格（消費税・梱包資材費・梱包手間代を含む、送料は別）
１０,０００円	３,０００円以下
１５,０００円	４,５００円以下
２０,０００円	６,０００円以下
２５,０００円	７,５００円以下
３０,０００円	９,０００円以下
３５,０００円	１０,５００円以下
４０,０００円	１２,０００円以下
４５,０００円	１３,５００円以下
５０,０００円	１５,０００円以下
５５,０００円	１６,５００円以下
６０,０００円	１８,０００円以下

※ 上記の金額区分以上の価格の商品も取り扱うことが可能ですので、ご相談ください。

４ 応募方法

別紙「郡上市ふるさと寄附金に伴う返礼品 申込書」に必要事項を記入の上、以下の書類を添えて、郡上市 市長公室政策推進課まで提出してください。

①返礼品ごとに添付

- ・見積書
- ・商品やサービスの写真（画像データ）
- ・商品やサービスのパンフレット等参考資料（任意）
- ・アレルギー品目チェックシート（食品の場合のみ）

②郡上市で初めて返礼品登録する事業者

- ・ふるさと寄附金における返礼品提供に関する誓約書
- ・確認事項調書

※ 「さとふる」に商品やサービス等を掲載する場合は、別途、必要書類を提出いただく必要があります。

5 選考

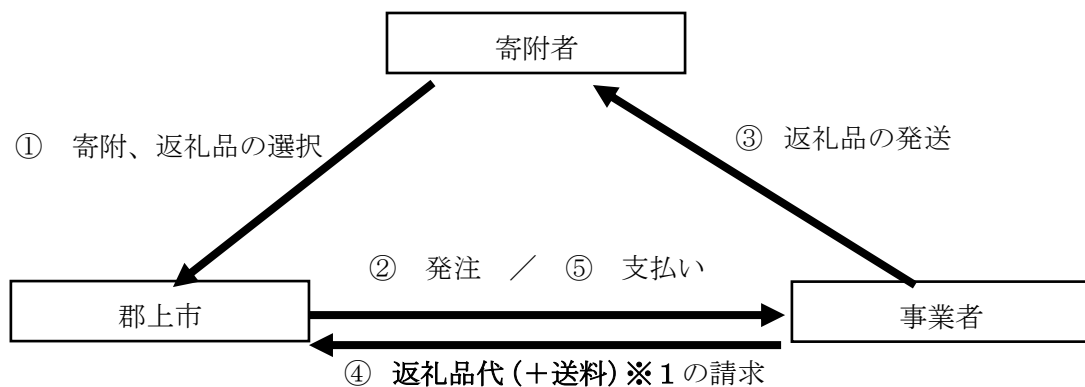
提出された申込書の内容について、本市のふるさと寄附者に対する返礼品として適当と認められるかを総合的に判断し選考します。

※ 要件に適合するものとして応募された場合であっても、国や市が返礼品として適当でないと判断した場合は、返礼品として採用しないことがあります。

※ 選考が認められた場合であっても、国の示す地場産品基準等が変更になったことにより、返礼品としての取り扱いを停止する場合があります。

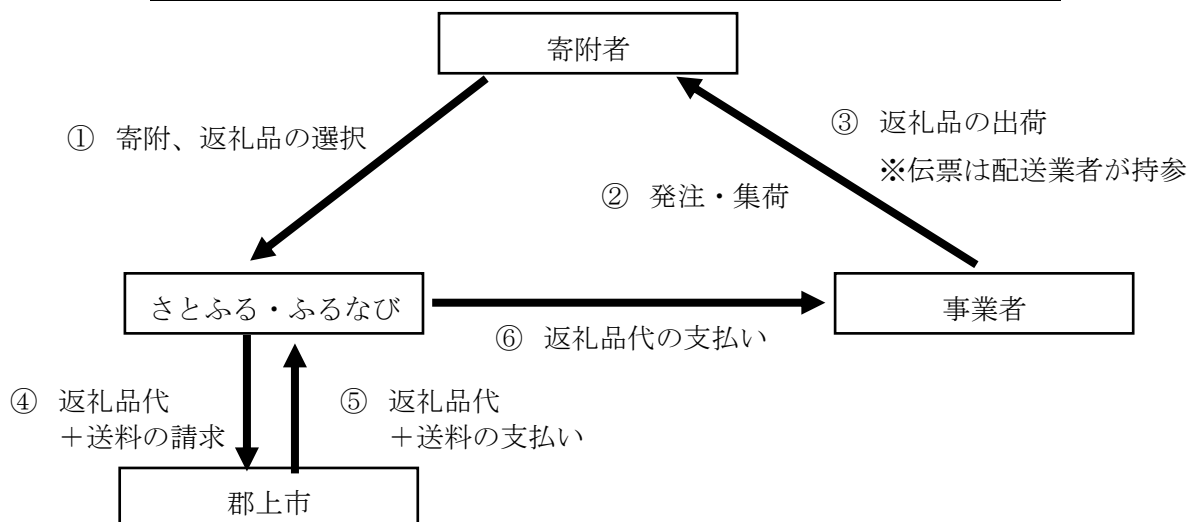
6 返礼品手続きの流れ

(1) 郡上市からの発注（さとふる・ふるなび以外からの申込の場合）



※1「ヤマト運輸」「日本郵便」「佐川急便」の配送会社をご利用の場合は、送料は市から直接配送会社へ支払うため、返礼品代のみのご請求となります。（市内から発送の場合のみ）

(2) さとふる・ふるなびからの発注（別途各社への登録手続きが必要です。）



7 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」及び関係法令を遵守してください。

寄附者の個人情報は、発注を受けた返礼品の発送を行うこと以外の目的に使用することはできません。

8. 損害賠償

事業者は、虚偽の申請、遵守すべき法令等違反、もしくは契約内容に適合しない返礼品の提供を行う債務不履行等の事由があった場合、それにより本市に損害（ふるさと納税に係る指定制度の解除等を含む）を与えた場合、本市は当該事業者に対して、生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

9 その他留意事項

- (1) 事業者は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、顛末について必ず市へ報告してください。なお、商品に関する品質等による保証やクレーム対応については、市は一切の責任を負いません。
- (2) 事業者は、返礼品の発送に遅延や事故等の問題が発生した場合、又は申込書の記載事項の変更をする場合は、速やかに市に報告してください。
- (3) 申込書の記載内容に変更や虚偽があった場合、採用した返礼品が本要項3に定める要件に適合しなくなったと市が認める場合、返礼品の採用を取り消します。
- (4) 食品を返礼品として取扱う事業者は、食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備や保存を行うとともに、本市からの実地の調査・確認に応じなければなりません。
- (5) ふるさと納税や郡上市のPRチラシやパンフレット等を市が返礼品に同封を求めた場合は協力してください。
- (6) 民間のふるさと納税ポータルサイト等への返礼品の掲載順は、市が決定します。

【問い合わせ及び応募先】

郡上市 市長公室政策推進課 ふるさと寄附担当

〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228

TEL：0575-67-1844、FAX：0575-67-1711

Email：seisaku@city.gujo.lg.jp